長野県アイスホッケー連盟会則

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、長野県アイスホッケー連盟(以下「本連盟」という。)という。

(事務所)

第2条 本連盟は、事務所を長野県長野市中御所1丁目53番 株式会社ながのアド・ビュー ロ内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本連盟は、長野県におけるアイスホッケー界を統轄し、代表するアマチュア団体として、アイスホッケー及びインラインホッケーの普及振興を図り、もって県民の心身の健全な 発達に寄与することを目的とする。

(事業)

- 第4条 本連盟は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (1)アイスホッケー及びインラインホッケーに関する技術の調査研究をすること
 - (2)アイスホッケー及びインラインホッケーの普及奨励及び指導者を養成すること
 - (3)アイスホッケー及びインラインホッケー選手の競技力を向上すること
 - (4)アイスホッケー及びインラインホッケーに関する諸競技会を開催すること
 - (5) 長野県内アマチュアアイスホッケー界を代表し、財団法人日本アイスホッケー連盟 (以下「日本連盟」という。)及び財団法人長野県体育協会に加盟すること
 - (6)アイスホッケー及びインラインホッケーに関する諸競技会への役員及び選手を選考し 派遣すること
 - (7)アイスホッケー及びインラインホッケーに関する審判員の養成をすること
 - (8)アイスホッケー及びインラインホッケー競技者を認定、登録すること
 - (9)アイスホッケー及びインラインホッケーに関する刊行物を発行すること
 - (10)この他、本連盟の目的を達成するために必要な事業を行うこと

第3章 資産及び会計

(資産の構成)

- 第5条 本連盟の資産は、次の通りとする。
 - (1)設立当初の財産目録に記載された財産
 - (2)資産から生ずる果実
 - (3)会費
 - (4)加盟登録費
 - (5)事業に伴う収入
 - (6)寄付金品

- (7)補助金、交付金
- (8) その他の収入

第6条 削除

(事業計画及び収支予算)

- 第7条 本連盟の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が編成し、毎年会計年度開始前 に、理事会及び総会の議決を得なければならない。
 - 2. 事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

(事業報告及び収支決算)

- 第8条 本連盟の事業報告及び収支決算は、毎会計年度終了後2ヶ月以内に会長が作成し、監事の監査に付し、その意見を付け、理事会及び総会の承認を得なければならない。
 - 2 本連盟の収支決算に剰余金があるときは、理事会及び総会の議決を経て、その全部若しくは一部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰越することができる。

(特別事業会計)

第9条 本連盟が行う事業の会計を処理するため、理事会及び総会の議決を経て、特別会計を 設けることができる。

(会計年度)

第10条 本連盟の会計年度は、毎年7月1日に始まり翌年6月30日に終わる。

第4章 役員及び事務局

(役員の種別及び員数)

第11条 本連盟に次の役員を置く。

会 長1名副会長2名理事長1名副理事長1名

代議員 40名以上60名以内

15名

監事 2名

- 2 原則として、役員は、日本連盟に登録又は登記された者から選任しなければならない。
- 3 日本連盟に登録も登記もされていない者が役員に選任された場合は、速やかにその手続きをとらなければならない。

第12条 削除

理 事

(会長)

- 第13条 会長は、総会で選任し、就任と同時に理事となる。
 - 2 会長は、本連盟の業務を統括し、本連盟を代表する。

(副会長)

- 第14条 副会長は、総会で選任し、就任と同時に理事となる。
 - 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、会長があらかじめ 指名した順序により副会長がその職務を代理し、又はその職務を行う。

(理事長)

- 第15条 理事長は、理事の互選とする。
 - 2 理事長は、本連盟の業務を掌理し、会長、副会長ともに事故あるときはその職務を代行する。

(副理事長)

- 第16条 副理事長は、理事の互選とする。
 - 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長が事故あるときはその職務を代行する。

(理事)

- 第17条 理事は、次の各号に掲げる者の中から総会で選任し、会長が委嘱する。
 - (1)日本連盟の登録、登記者
 - (2)本連盟の事業に協力される事業所等の関係者
 - (3)会長が指名した者
 - 2 理事と代議員とを兼ねることはできない。よって、代議員が理事に選出された場合は、 直ぐに替わりの代議員を選出しなければならない。

(代議員)

第18条 代議員は、別に定める細則に基づき、本連盟に登録する各チーム、ブロックごとの 登記会員及び地域を統括する関係競技団体から選出するものとする。

(監事)

- 第19条 監事は、総会で選任し、会長が委嘱する。
 - 2 監事は、本連盟の業務及び会計を監査する。

(役員会費)

第20条 本連盟の役員は、別表1に定める会費を毎会計年度納入しなければならない。

(役員の任期)

- 第21条 役員の任期は、2年とし再任を妨げない。
 - 2 補欠により選任された役員は、前任者の残任期間とする。
 - 3 役員は、その任期終了後でも後任者が就任するまではなお職務を行う。

(役員の解任)

第22条 役員で本連盟の役員として相応しくない行為があったとき、又は特別の事情がある場合は、その任期中であっても理事会の議決により、これを解任することができる。

(顧問、参与)

- 第23条 本連盟に名誉顧問、顧問、参与を置くことができる。
 - 2 名誉顧問、顧問及び参与は、理事会の推挙により会長が委嘱する。
 - 3 名誉顧問、顧問及び参与は、会長の諮問に応じ、意見を述べることができる。

(事務局)

- 第24条 本連盟の事務を処理するため事務局を設け、事務局に職員を置く。
 - 2 事務局及び職員に関する事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

第5章 登録加盟

(登録等)

- 第25条 本連盟に加盟しようとする者は、日本連盟の規定に基づく所定の手続きをしなけれ ばならない。
 - 2 チームによらない登記会員も同様とする。

(登録料等)

- 第26条 本連盟に登録又は登記する者は、登録料を納入しなければならない。
 - 2 アイスホッケー登録料の額は、別表2に定めるとおり。
 - 3 インラインホッケー登録料の額は、別表3に定めるとおり。
 - 4 アイスホッケー及びインラインホッケーの両競技に登録又は登記する者は、それぞれの 登録料を納入しなければならない。

(脱退等)

- 第27条 本連盟に登録又は登記した者が、脱退しようとするときは、その理由書を付して会長に脱退届を提出しなければならない。
 - 2 会長は、登録又は登記した者が不適当と認められるときは、理事会の議決を経てこれを取り消すことができる。

(賛助会員)

第27条の1 本連盟の目的及び事業に賛同する法人、団体又は個人を賛助会員とすることができる。

(賛助会費)

第27条の2 賛助会員は、別に定める年会費を納入しなければならない。

(会費の使途)

第27条の3 前条の会費は、第4条に掲げる事業の執行に使用することができる。

(退会)

- 第27条の4 賛助会員は、退会届を提出して退会することができる。
 - 2 前項の場合、既納の会費は、これを返還しない。

(委任)

第27条の5 第27条の2、第27条の3及び前条に定めるもののほか、賛助会員に関して 必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第6章 機 関

(機 関)

- 第28条 本連盟に次の機関を置く。
 - (1)総会
 - (2)理事会
 - (3)各専門委員会

(総 会)

- 第28条の1 総会は本連盟の最高決定機関であり、本連盟の運営に関する重要事項を審議決 定する。
 - 2 総会は代議員をもって構成し、毎年1回以上会長が招集する。ただし、代議員の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して総会の召集を請求されたときは、会長は、速やかに総会を招集しなければならない。
 - 3 総会に付議する事項は次に掲げるとおりとする。
 - (1)本連盟の規則及び規約の改廃に関すること
 - (2)事業計画及び収支予算に関すること
 - (3)事業報告及び収支決算に関すること
 - (4)基本財産に関すること
 - (5)この他、会長が付議した事項
 - 4 総会の議長は、代議員の互選によって選出する。
 - 5 総会では、必要に応じて関係者を出席させて意見を求めることができる。

(総会の開会及び議決の定足数)

- 第29条 総会は、代議員の2分の1以上が出席しなければ会議を開き議決することができない。ただし、やむを得ない理由のため総会に出席できない代議員で、当該議事につき書面を もって予め意思を表示した者は、表決に加わった者とし、出席したものとみなす。
 - 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない代議員は、他の代議員を代理人として委任することができる。この場合は出席したものとみなす。
 - 3 総会の議事は、出席代議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会)

- 第30条 理事会は会長、副会長、理事長、副理事長及び理事をもって構成し、会長が召集する。ただし、理事の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の召集を請求されたときは、会長は、速やかに理事会を招集しなければならない。
 - 2 理事会は、会長が議長となる。
 - 3 理事会は総会に次ぐ決議機関であって、総会の方針に従い、全般を総覧し、本連盟の事業を執行する。
 - 4 理事会の議決を得た事項のみ総会に付議できるが、緊急を要する等の理由により総会に

付議することが困難な事項は、理事会はこれを処理することができる。

5 理事会は、その議決事項について直近の総会に報告し、承認を求めなければならない。

(理事会の開会及び議決の定足数)

第31条 理事会の会議は、第29条の規定を準用する。

第32条 削除

第33条 削除

第34条 削除

第35条 削除

(議事録)

第36条 本連盟の会議は、議事録を作成し、これを保存する。

(専門委員会)

- 第37条 本連盟に必要に応じて専門委員会を設けることができる。
 - 2 専門委員会は、理事会の議決を経て会長が委嘱する者をもって組織する。
 - 3 専門委員会について必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

第7章 補 則

(施行規則)

- 第38条 この規約の施行について必要な細則及び規定は、理事会の議決を経て会長が別に定める。
 - 2 従前、社団法人長野県スケート連盟アイスホッケー専門委員会に属した権利義務は、本連盟が継承する。
 - 3 本連盟の最初の会計年度は、この規約第10条の規定にかかわらず設立の日始まり、昭和55年3月31日に終わる。
 - 4 この規約は、昭和54年7月7日から施行する。

附則 昭和56年4月18日 会則の一部を改正する。

昭和59年6月23日 会則の一部を改正する。

平成11年10月3日 会則の一部を改正する。

平成12年7月1日 会則の一部を改正する。

平成19年11月22日 会則の一部を改正する。

平成20年7月13日 会則の一部を改正する。

平成25年8月4日 会則の一部を改正する。

平成27年8月29日 会則の一部を改正する。

令和3年8月29日 会則の一部(別表1)を改正する。

(別表1)

- 役員会費及び登録料 -

15	D II	役員会費	連盟登	/# \ 스 현프 현 I	
種	別		日本連盟登録料	県連盟登録料	納入金額計
会	長	50,000 円	2,000 円	2,000 円	54,000 円
副会	長	20,000 円	2,000 円	2,000 円	24,000 円
理 事	長	10,000 円	2,000 円	2,000 円	14,000 円
副理	事 長	5,000 円	2,000 円	2,000 円	9,000 円
理	事	5,000 円	2,000 円	2,000 円	9,000 円
監	事	5,000 円	2,000 円	2,000 円	9,000 円
代 議	員	無料	2,000 円	2,000 円	4,000 円

役員は役員会費及び連盟登録料の納入期限は、毎会計年度5月末日までとする。

アイスホッケーチームに所属する役員の連盟登録料は、別表 2 に定める会員登録料から充当される。

インラインホッケーチームにのみ所属する役員の連盟登録料は、別表3に定める会員登録料から充当され、この別表1に定める県連盟登録料との差額分を納入しなければならない。

(別表2)

- アイスホッケー登録料 -

X			別	登	録	米斗	備考
分	作里			日本連盟	県 連 盟	合 計)
_	_		般	10,000 円	15,000 円	25,000 円	社会人・大学同好会
チ	オール	レドタイ	イマー	10,000 円	15,000 円	25,000 円	45歳以上
I	大	学	生	5,000 円	15,000 円	20,000 円	大学
ム	佪	校	生	2,500 円	15,000 円	17,500 円	高校と高校生クラブチーム
登	I	学	生	1,500 円	10,000 円	11,500 円	中学校と中学生クラブチーム
録	小	学	生	1,500 円	10,000 円	11,500 円	小学校と小学生クラブチーム
25	女		子	5,000 円	15,000 円	20,000 円	女子のみのチーム
個	18	歳以	、 上	2,000 円	2,000 円	4,000 円	当該年度の年齢による。
人登録	15歳り	人上18点	歳未満	1,000 円	1,500 円	2,500 円	11
録	15	歳 未	満	500 円	1,500 円	2,000 円	II .

会員は毎年度5月末日までに登録手続きを完了することとする。

登録料の納入期限は、毎会計年度5月末日までとする。

(別表3)

- インラインホッケー登録料 -

X	種		別	登	録	料	備考
分	作里			日本連盟	県 連 盟	合 計	1
_	_		般	3,000 円	7,000 円	10,000 円	社会人・大学同好会
チ	オール	/ドタ	イマー	3,000 円	7,000 円	10,000 円	45歳以上
	大	学	生	3,000 円	7,000 円	10,000 円	大学
ム	佪	校	生	無料	10,000 円	10,000 円	高校と高校生クラブチーム
登	毌	学	生	無料	5,000 円	5,000 円	中学校と中学生クラブチーム
録	小	学	生	無料	5,000 円	5,000 円	小学校と小学生クラブチーム
	女		子	3,000 円	7,000 円	10,000 円	女子のみのチーム
個	18	歳以	、上	500 円	500 円	1,000 円	当該年度の年齢による。
人 登 録	15歳り	上18点	歳未満	500 円	500 円	1,000 円	II .
録	15	歳 未	満	500 円	500 円	1,000 円	II .

会員は毎年度5月末日までに登録手続きを完了することとする。 登録料の納入期限は、毎会計年度5月末日までとする。